

◇大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 退職被保険者等に係る保険料に関する定めを廃止することにした。
- 2 基礎賦課総額等の算定基準、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額及び保険料を減額する基準を改めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 必要な経過措置を講ずることにした。
- 5 この条例は、令和6年4月1日から施行することにした。

(福祉局生活福祉部保険年金課)